別表六(四)の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第42条の４第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、同第11号中「令和３年３月31日」を「令和５年３月31日」に改め、同表の記載要領に次の11号を加える。

「割増前税額控除割合

3　$\frac{12}{100}+((7)-\frac{8\text{又は}9.4}{100})\times(0.3\text{又は}0.35)$　⑽　の欄は、令和３年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「８又は」及び「0.3又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は9.4」及び「又は0.35」を消すこと。

(0.12未満の場合、(5)＝０の場合又は設立事業年度の場合は0.12)　」

4　「(7)＞８％又は(7)＞9.4％の場合　⑸」の欄は、令和３年４月１日以後に開始する事業年度にあつては「(7)＞８％又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は(7)＞9.4％」を消すこと。

別表六(四)の記載要領中「法人が」の次に「租税特別措置法第42条の４第１項若しくは第４項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）（令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する同条第５項各号又は第６項第１号若しくは第２号に掲げる事業年度において適用を受ける場合に限る。）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、「又は第４項」を「若しくは第４項」に改める。

別表六(十一)を削る。

別表六(十)の記載要領中「法人が」の次に「租税特別措置法第42条の４第７項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の」を加え、同表を別表六(十一)とする。

別表六(四)の次に次の一表を加える。